1961年１月16日第３種郵便物認可　1997年12月１日　第434号（毎月１回１日発行１部50円）
（加盟団体関係者の講読料については、負担金に含まれている。）

全仏

仏暦2540年12月
（1997年）

NO.434

白幡理事長が「情報公開法」に関する要望書を提出。
（関連記事３頁、写真右側は熊代昭彦総務庁次官）

財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION

理事会開催

十月三日午後二時から、リーガロイヤルホテル京都で、理事会が開催された。

白幡理事長を議長に、川井匡俊、岩田文有の両師を議事録署名人に選んで、議事に入った。

議案「平成十年度予算編成の基本方針について承認を求める件」

白幡議長より上程。鷲尾財務部長が説明、原案通り承認された。

協議事項「戒名問題に関する意見交換について」

成田有恒理事から、全日本仏教会に戒名問題について意見交換する場を設けて欲しい、という提案が出された。協議の結果、意見交換の機会を設けることが承認された。

報告事項

①全日本仏教会財団創立四十周年記念事業並びに第三七回全日本仏教徒会議について

荒川事務総長から、記念事業準備の進捗状況が詳細に説明された。

②ルンビニー委員会報告

川井委員長及び川島委員から、マヤ堂復元の設計について、報告された。

③宗教法人審議会報告

白幡理事長から、第百三十三回宗教法人審議会について報告された。

④事務総局各部報告

各担当部長から報告された。

リーガロイヤルホテル京都で開催された理事会

常務理事会開催

十月二十七日午後二時から、浄土宗宗務庁で、常務理事会が開催された。

白幡理事長を議長に、森和久、杉谷義純の両師を議事録署名人に選出して、議事に入った。

協議事項「情報公開法制の確立について」

白幡議長より上程。文化庁宗務課の吉川宗教法人室長が、現在、総務庁が国会上程に向けて準備を進めている「情報公開法」の内容を、詳細に説明。協議の結果、総務庁に対して、宗教法人提出書類は、適用除外もしくは不開示情報と明示するよう要望書を出すことになった。

第三回中韓日仏教友好交流会議

第三回中韓日仏教友好交流会議が開催された。十月二十七日、立正佼成会京都普門館での開会式には、竹下元首相、各宗派管長、総長などが参列した。翌二十八日には、奈良・東大寺に三国の僧侶らおよそ六百人が集い、世界平和祈願法要が厳粛に執り行われた。

奈良新公会堂での閉会式では、本会白幡理事長が日本大会宣言文を読み上げ、三国仏教会の和合共生と世界平和を誓った。

情報公開法(案)作成に関する要望書を提出

去る、11月12日、本会加盟の十宗派の常務理事を代表し、白幡憲佑理事長名で、下記の「情報公開法(案)作成に関する要望」が、小里貞利総務庁長官へ提出された。これは10月27日、京都で開催された常務理事会で提出が決められたものである。

情報公開法(案)作成に関する要望

財団法人全日本仏教会は、全国七万五千の仏教寺院を包括し末尾記載の常務理事の選出母体である宗団を含む約60の宗派を中心に結成された、伝統仏教の連合体であります。本会は、結成以来全一仏教運動を通して仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的にさまざまな事業を展開しております。

さて、貴庁におかれては、現在情報公開法の立案中で年内にも法案を作成されると聞き及んでおります。これに関し、以下のとおり要望を致します。

要　望　の　趣　旨

要綱案第6不開示情報(2)イを以下のように変更したうえで法案を作成されたい。

「開示することにより、当該法人等又は当該個人の思想良心の自由、信教の自由、集会結社、表現の自由、学問の自由、労働基本権、財産権の保障等その他憲法上の諸権利に起因する正当な利益を害するおそれのあるもの」

要望の理由(要旨)

原則として開示することにより害されるべきではないとされる要綱案第6不開示情報(2)イに掲げられた「競争上の地位、財産権その他正当な利益」という文言は、財産権の保障等経済的な自由に起因する利益に傾斜しすぎています。これらの利益よりも憲法上優越的地位にある精神的自由を含む憲法上の諸権利からくる利益をも、不開示情報に含まれることを文言上明記すべきであります。

このように変更しても要綱案第6(2)本文但書による義務的開示事項が認められている限り何ら支障がないだけでなく、当該法人等又は当該個人の憲法上の権利に起因する利益が害されるべきでないことが明確となるからであります。

要　望　の　理　由

宗教法人法が改正されて、本年から備付書類のうち役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合)、境内建物に関する書類、事業に関する書類の各写を所轄庁に提出しなければならなくなりました。

これにより所轄庁に提出された書類は現在立法作業が行われている情報公開法(案)における「行政文書」にあたることになり、何人もこの法律の定めるところにより行政機関の長に対し、これら行政文書の開示を請求出来ることになる可能性があります。

「情報公開法制の確立に関する意見」(平成8年（1996年）12月16日行政改革委員会）における情報公開法要綱案によると、情報公開法の目的は「行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに国民による行政の監視・参加の充実に資すること」とされています。

宗教法人法上の宗務行政事務は、1．規則の認証とその取消をすること、2．公益事業以外の事業を停止させること、3．裁判所に解散の請求をすることの3であります。

情報公開はこれらの宗務行政事務に対する国民による監視・参加の充実に資することを目的にするものであります。

ところでこれらの宗務行政事務を行ううえで宗教法人等から提出される書類は、職務上の秘密に値するものが含まれているだけでなく（平8、9、2文部次官通達4(3))、宗教法人の宗教活動および関係者個人の信仰やプライバシーを包含しています。これらの提出書類が開示されてしまうと宗教活動の態様に対する誹謗中傷の目的で使用される等、宗教活動が妨害される事態が生じる可能性があります。またこれらの提出書類を開示情報とすることは、信者その他の利害関係人による閲覧請求権を認めた改正宗教法人法の趣旨を大きく損なうことになります。従って、憲法上の権利に起因する信教の自由等に深く関わるものでありますから、これら提出書類は、原則的に不開示情報とされるべきであります。

しかるに要綱案では、このことが文言上必ずしも明らかではありません。

要綱案第6(2)イでは、開示することにより、当該法人等又は当該個人の1．競争上の地位、2．財産権、3．その他正当な利益を害するおそれがあるものが、不開示情報とされています。このうち1.2．は開示される法人その他の団体や個人の財産権の保障、経済的活動の自由を尊重するが故に不開示とされるものでありましょう。

信教の自由は、いうまでもなく財産権の保障や経済的自由より憲法上優越的地位にある精神的自由の一種であります。この精神的自由が3．その他正当な利益に含まれるとしても、要綱案の文言においては、精神的自由が経済的自由より劣後的に位置付けられている印象は否めません。

経済的自由や財産権の保障よりも優越的地位にある精神的自由の中核たる信教の自由に起因する利益は、原則として開示されることにより害されるべきではないことを、文言上明記すべきであります。思想良心の自由、学問の自由等についても信教の自由と同様であります。

従って不開示を認める要綱案第6(2)イは要望の趣旨記載のように訂正されるべきであり、これに従った立法作業が行われるべきと考えます。

以上、下記の10宗派の常務理事を代表し、全日本仏教会として理事長白幡憲佑名で要望するものであります。

乙川良英（曹洞宗宗務総長）　豊原大成（浄土真宗本願寺派総長）　能邨英士（真宗大谷派宗務総長）　成田有恒（浄土宗宗務総長）　永井祥文（日蓮宗宗務総長）　新居祐政（高野山真言宗宗務総長）　細川景一（臨済宗妙心寺派宗務総長）　杉谷義純（天台宗宗務総長）　楠　宗親（真言宗智山派宗務総長）　鳥居慎誉（真言宗豊山派宗務総長）

第三十五回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

仏教における業の意義

浄土真宗教学研究所・龍谷大学講師　内藤昭文

十月二十四日午後一時から、本願寺聞法会館研修室で、第三十五回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が開催された。

浄土真宗教学研究所・龍谷大学講師の内藤昭文師が「仏教における業の意義」をテーマに、続いて浄土真宗教学研究所嘱託研究員・基幹運動本部専門委員の小武正教師が「解放の主体となる『業』理解とは」をテーマにそれぞれ報告をおこなった。以下内藤昭文師の報告要旨を紹介する。（文責・社会部）

※　※　※

「業」が仏教独自の思想でなく、無我や縁起説のように仏教の思想の根幹として説かれていないにも関わらず、仏教の教えの中心的課題であり続けたのは何故なのだろうか。

釈尊は苦・楽・不苦不楽を受ける一切の原因について、①前世に作ったもの（因宿命造説）、②自在神が作ったもの（因尊祐造説）、③原因も縁もなく起こったもの（無因無縁説）といった思想を否定した。

この内、まず②（因尊祐造説）については、仏教が自在神の存在を否定すること、さらに、人間の行為（業）の原因をも、人間以外に求めている点などから否定している。これを肯定すると、例えば「差別撤廃」といった人間の努力・意志も否定されてしまうことになる。

次に③（無因無縁説）について、釈尊は人間の理解を超えた因縁による「偶然」は否定しないが、ある結果に対して、何の因も縁も存在しないという考えを否定した。これは②と同様、人間の行為（業）・努力を意味のないものとする考えだからである。

そして①（因宿命造説）についても、現在の結果が前世の因縁によって決定されてしまうと、そこでは今生きている人間の行為（業）・努力が否定されてしまうことになる。

つまり釈尊は、ここでは、人間の行為（業）と努力（精進）を肯定するかどうかで、仏教と非仏教の違いとしている。仏教の業論は本来、宿命論として差別を肯定し助長する思想ではない。釈尊が自らを「業論者」と宣言し、続けて「行為論者」「精進論者」であると言明したのはそのためと思われる。

ところで仏教は「あきらめ」を説くと言われてきた。その根拠と思われるひとつに「四諦八正道」の「諦」がある。これには「真実として明らかにすること」の意味がある。

釈尊の説法を「対機説法」「応病与薬」ともいう。病気であることを認めなければ医者にかからないのと同様に、苦の自覚がなければ苦を乗り越えようと努力するスタートラインには立てない。

現実をごまかさずに直視して認知することは重要である。例えば「現代社会に差別がない」と軽々しく言ってしまうことは、現に病気で苦しんでいる人に対して「あなたは病気ではない」と言うことと同じである。それでは仏教徒として生きることを放棄していることと等しいと言わねばならない。

さて、行為（業）論者とは「行為（業）の作用（働き）を正しく認識する者」をいう。

釈尊は、『スッタニパータ』の中で、草木、虫、魚、鳥などには特徴の差異による「生まれ」による区別があると説く。つまり、鳥は鳥でも、「生まれ」によって鷲であり、雀で

内藤昭文師

あり、「行為」によって鷲が雀になったり、雀が鷲になったりはしない。

しかし、人間にはそのような「生まれ」による区別はないとする。その人間の日常生活、生き方の行為によって「職人」と呼ばれたり「商人」とよばれるとする。ある人物が「農夫」と呼ばれる場合は、「田を耕すという行為（業）」によってであるとする。農夫だから田を耕すのではない。これを徹底するとある人間が田を耕すと「農夫」と呼ばれ、売買すると「商人」と呼ばれることになる。しかし私たちは現実に、単なる名称にすぎないものを実体的実在と考えてしまうことが多い。

また、業報（業と結果）の因果関係とは科学のように客観的で、必然的・規則的な法則ではない。科学の法則的因果関係では、原因は必ずその結果をもたらす。つまり、「種を植えれば、必ず芽を出す」ということになる。しかし現実には、芽を出さない種もある。現実は法則が適用される世界ではない。科学では「縁」、つまり個別的な結果を導く要因は無視しないと客観的性質は成立しない。

しかし、私たちは思考のどこかで、個別的であるはずの「縁」をも普遍化して考え、法則化しているのではないかと思える。

また一般に、仏教においては、「惑・業・苦」ということが言われる。この場合、「惑」とは煩悩であり、「業」とは煩悩にもとづいて起こる善悪の行為であり、「苦」とはその業の報いとしての苦を意味する。

全ての人間にとって、苦は貪欲などの煩悩を原因とする点では共通であるが、その煩悩にもとづく行為（業）は、人間個々の生き様であり、他の人と同じではない。従って、業が「縁」として介在した結果（苦）はひとそれぞれ異なったものとなる。

しかし業が縁としてあり、その結果が個別的だとしても、社会と全く無関係ではない。

『大毘婆沙論』では、個々の人間（有情世間）に固有の結果を引き起こす業を「不共業」と言い、山河大地などの国土や環境（器世間）について、多くの人間に共通する結果を引き起こす業を「共業」であると説明している。

しかし、人間の行為（業）自体に共業と不共業の二種類があるわけではない。個人の実存に関わり、個々に別の結果（苦）をもたらしている点で捉えられた場合、それを「不共業」と呼ぶだけである。またその業が他人と相互に関連しあい、環境や社会のシステムなどという結果をもたらしている点で捉えられた場合に、それを「共業」と呼ぶのである。

環境問題・差別問題（人権問題）などは、人間一人の業の結果ではない。その意味では共業の結果である。しかし、消極的にそういう社会を容認した業（行為）であれ、そういう問題があることを知ろうとしなかった業（行為）であれ、個人がその社会でなした業はある。それこそが不共業であると同時にそういう社会を生み出している共業なのである。

社会制度の中で、法律などによって差別構造を解消していくことは大切なことである。しかし本当に差別をなくすには、差別する行為だけでなく、差別を起こし、容認し、或いは黙認する等々の個別の行為をも問われなければならない。その意味では問われているのは、やはり我々の不共業なのである。

仏教は、まず社会全体の変革を通じて個々の人間の変革を行うというようなイデオロギー的なものではない。個々の業を問うことが社会性を問う起点であり、個々の人間の変革を通じて社会のあり方を問うものなのである。

第十四回　宗教と税制シンポジウム

信教の自由と特例制度

長谷川　正浩
㈶日本宗教連盟

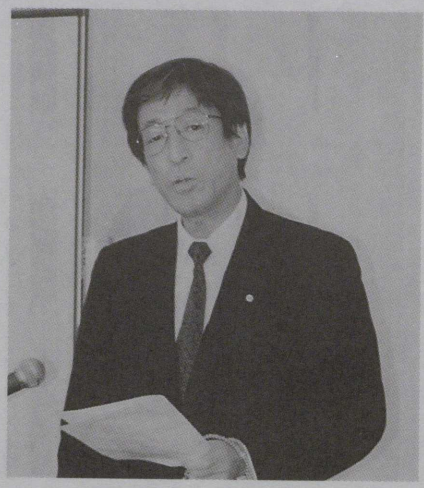
長谷川正浩弁護士

去る十月三十日午後二時より、明治記念館「富士の間」で、日本宗教連盟主催による、第十四回「宗教と税制シンポジウム」が開催された。本年は「信教の自由と特例制度」をテーマに、本会顧問弁護士の長谷川正浩師と、「宗教法人課税の今後の動向と特例制度適用に伴う諸問題」をテーマに、公認会計士の田代収氏が講演を行った。以下、長谷川弁護士の講演要旨を紹介する。（文責・社会部）

信教の自由の内容を、宮沢俊義氏は『憲法II』の中で、a内心における宗教上の信仰の自由。b宗教上の信仰を外部に発表する自由。c宗教を宣伝する自由。d宗教的行為の自由…宗教上の信仰の目的で礼拝、集会し、結社を作る自由。以上の四種に規定している。この内、aは行為を伴わないが、bcdはいずれも行為を伴う。つまりaの内心における信仰の自由は絶対に制限することは出来ないが、行為を伴うbcdについては一定の限度において制限されることがあり得る。

憲法で認められた自由権の中で、信教の自由などの精神的な自由は、職業選択の自由や財産権といった経済的な自由より優越するという説明がされる。その根拠としては、まず「精神的自由は、道徳的、精神的および知的創造物としての人間に固有する、不可欠に最高の自然権である。それゆえ、精神的自由は経済的自由に優越する」とする自然権説がある。しかし、経済的自由も人間の生存基盤で、社会福祉の基礎であるので、精神的自由と同様であるとする考え方も一方で存在する。

次に、思想の自由広場の理論。これは「精神的自由は真理の発見ないし、発展の手段を確保することに不可欠であり、それゆえ経済的自由に優先する」とする。この考え方に対しては自然権説に対してと同じような批判がある。

三番目に、代議的自治の原則。つまり、経済的な自由が侵された時は、我々は選挙を通して、為政者を替え、法律を変更し、元に戻すことが可能となる。しかし精神的な自由が侵されると、正しい情報提供・判断ができず、選挙そのものが正常に働かなくなる。私は、この説に説得力があると考える。

精神的自由の源泉となるのが、信教の自由である。そして内心における信教の自由は、絶対的に保証されるが、行為を伴う宗教的自由の場合は、公共の利益のために、必要最小限度の制約に服さなければならない。このことは、いかに精神的な自由として優越性を保っていてもである。

信教の自由を含む、精神的な自由の制限には厳格な審査が必要とされる。これについては四つの基準が挙げられる。まず、①合憲性の推定の原則が妥当しない点。経済的自由の

場合と異なり、精神的な自由の場合には、合憲性の推定はなされない。ゆえに合憲だと主張する方が、正当性の理由の存在する、現実的な事実を示して立証しなければならない。

次に②事前抑制は許されない点。これは憲法の「検閲の禁止」ということ。次に③「漠然性故に無効」という理論。信教の自由の内、何が禁止され、何が禁止されていないかということが、はっきり一義的に決められていなければいけない。そして④「明白かつ現在危険」のテストを受けるということ。これは言論の自由、信教の自由の行使が重大な害悪を生じるという、近々の切迫した危険があって、その宗教的行為と害悪の間の実質的な因果関係についてテストを行い、明白かつ現在に危険がある場合のみ制限がされるわけである。

規制の目的が公共的利益である場合は、規制の手段は必要最小限でなければならない。宗教的行為に課せられた実質的な負担と、規制によって保護される公共的利益を厳格に比較衡量し、公共的利益が重要であった場合のみ、違憲とされる。これは米国のＬＲＡの基準とよばれるものである。

ところで、今回、収益事業をやっていなくても、公益法人が年収八千万円を超える場合には、所轄の税務署に収支計算書を届け出なければならなくなった。この租税特別措置法と施行令の改定に対しては様々な批判がある。日本宗教連盟でも平成八年十一月八日付で、理事の連名で、国税庁長官宛に「宗教法人等公益法人に対する特例制度に関する意見書」を提出した。

その内容は、まず、今回の特例制度が免税制度を採らず非課税制度を採る現行公益法人税制と相容れないという点を指摘している。次に申告義務のない法人に収支計算書の提出を義務づけるのは、申告納税制度と矛盾するという点を指摘。最後に、税務署が収支計算書をチェックすることは、宗教活動自体を国家が検討の対象にすることで信教の自由に反するという点を挙げる。

これに対しての反批判として、平成八年三月二十八日の参議院大蔵委員会での主税局長の答弁では、この制度はあくまで公益法人課税の適正化のためで、現行制度との矛盾はないとしている。次に、税法上の特典を持つ公益法人等について、収支計算書を出させても憲法に違反しないとしている。また、所得税の確定申告義務がなくても総収入の金額が三千万円を超える者は総収入金額報告書を提出する制度がすでにあり、これと横並びの制度であるとも答弁している。

では、この特例制度は信教の自由に反するのだろうか。もし信教の自由に反するということになれば、租税特別措置法六十八の六は憲法に反して無効だということになる。

そこで先ほどの厳しい判断をどのように行うかというと、宗教法人の宗教行為に課される実質的負担の方は、収支計算書を税務署長に提出することで、宗教行為が税務署によって、意識的無意識的に監視されることになり、宗教行為自体が抑制されることかと思う。

また、一方の規制を要する公共的利益の重要性の方だが、収支計算書の提出は規制ではあるが課税の適正化ということである。

本来、性質の異なるものを比較することはできないが、この両方を比較衡量した場合どうなるのだろうか。

税金を適正に納めることが重要だと一般に考えられている現在の状況下で、宗教法人が収支計算書を税務署に提出することが憲法違反だということが、社会の一般人に対して、どれだけ説得力を持って説明出来るか私たちは考えておかなければいけない。

宗教者、宗教団体は一般の国民の平均的な意識を意識しなければいけない。勿論、リーダーシップを発揮しなければいけないことは当然であるが、現在のような厳しい状況下で憲法違反ということは、なかなか言えない。ただ、憲法の精神に反するということは言えると思う。

世界仏教音楽祭開催

第八回世界仏教音楽祭が、去る九月三十日夜、東京の築地本願寺で開催された。これは財団法人仏教伝道協会が、同協会の創設三十周年と、同協会を設立し多方面の伝道事業を展開された故沼田恵範師の生誕百周年を記念して催したものである。

コンサートは、パイプオルガンによる沼田恵範師を讃える新曲「恵光」で始まり、インドから、中国、日本へと伝わった仏教伝播の歴史に従って、それぞれの国を代表する伝統的な楽器での演奏が行われた。本堂をうめた千人を超える聴衆は、幽玄なアジアの調べに魅了されていた。

パイプオルガンによる「恵光」演奏

事務局録事

―十月―

二日　記念事業打ち合わせ
三日　ルンビニー委員会
　　局内会議
　　理事会
六日　局内会議
九日　法律相談室
十三日　局内会議
十五日　阪神淡路大震災追悼碑建立法要
　　全日本仏教婦人連盟大会出席
十六日　財団創立四十周年記念大会・式典
　　第三十七回全日本仏教徒会議
二十三日　局内会議
二十四日　法律相談室
　　同和委員会
　　「業・旃陀羅」に関する研究会
　　日宗連理事会
二十六～二十八日　中韓日仏教友好交流会議出席
二十七日　常務理事会
三十日　日宗連税制シンポジウム

―十一月―

四日　局内会議
　　文化庁宗務課との懇談会
七日　文化庁調査委員会出席
十一日　浄土宗差別戒名物故者追善法要参列
十二日　総務庁へ要請書提出
　　長野県仏教会事務局長葬儀参列
十二～十三日　加盟団体代表者同和研修会
十三日　法律相談室
十七日　部落解放研究所宗教部会例会出席
十八日　局内会議
十九日　真言宗智山派管長晋山式出席
　　大阪府仏教徒大会出席
二十日　日宗連理事会
　　日本仏教保育連盟記念式典出席
二十七日　法律相談室
二十八日　日宗連脳死臓器移植シンポジウム

哀悼

海野浄雄師（本会理事）
十月十三日、六十九歳で遷化
長野県仏教会事務局長

1998年版
9×14cmのポケットサイズ
全仏手帳
残部僅少！
定価700円
お申し込みは
全仏手帳係

一九九七年十二月一日発行
十二月号　第四三四号
発行人　荒川正憲　発行所　財団法人　全日本仏教会
〒一〇五　東京都港区芝公園四―七―四
電話〇三(三四三五)五二五四